

申込みの際の確認

※この書類は、申込書と一緒に提出して下さい。

※下の各事項の□をレ点チェックし、必ず確認してください。

- 申込日現在において、市税や各種使用料等の滞納・納付遅延はありません。
このことについて、住宅政策係が市税や各種使用料の滞納状況等を関係部署に照会する事に同意します。滞納・納付遅延が判明した場合は、今回の市営住宅入居申込が取消しとなっても異議申し立ていたしません。
- 入居の際、住宅使用料の3箇月分の敷金を納付します。駐車場利用の場合は、1台につき3箇月分の保証金を納付します。
- 入居の際、連帯保証人を立てます。
(連帯保証人：親族又はみやま市内居住者で独立した生計を営み、申込者と同等以上の収入を有する者。かつ、勤務している者。※自営業含む)
※過去に様々なトラブルが発生しておりますので、市営住宅入居者を連帯保証人にすることはご遠慮ください。
- 单身及び高齢者及びひとり親世帯の場合は、連帯保証人とは別に身元保証人を立てます。
(身元保証人：原則、市内在住者で、連帯保証人と共に入居から明渡完了まで責任をもって対応できる者)
- 入居する住宅は、あくまでも以前に他の方が居住していた住宅であるため、居住する上で最低限必要な修繕のみで、新築時と同じ状態への復元を目的としたものではないことを了承します。
- 市営住宅での迷惑行為、各種ペットの飼育・餌付けなどは行いません。
- 市営住宅入居後は、管理組合・自治会等に必ず加入し、団地内の維持管理・清掃など管理組合・自治会等の活動へ積極的に参加します。また、住宅・駐車場使用料のほか、管理組合・自治会等に共益費等を遅延なく支払います。
- 入居中の構造上重要でない部分の修繕は、原則自費にて行います。
- 入居中に世帯員・連帯(身元)保証人に各種異動が生じた、または生じる場合は、必ず住宅政策係へ届け出ます。
- 退去の際は、畳・フスマ・網戸の張替え、室内清掃・過失による壁面などの補修は自費にて実施します。
- 退去の際は、土日祝日及び年末年始休日(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く日にて退去検査を受けます。
- 退去検査完了日までの家賃を滞納なく納めます。

以上の内容を確認したうえで申し込みます。

令和 年 月 日

申込者氏名

印